

藤田医科大学病院病院長規程

施行 平成31年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人藤田学園（以下、学園という）が藤田医科大学学則第3条に基づき設置する藤田医科大学病院（以下、病院という）の長として任命する病院長に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(病院長の医療法上の地位)

第2条 病院長は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院の管理者となる。

(職務及び権限)

第3条 病院長は、法律等に基づくものを含め、理事長の命を受けて次の各号に掲げる事項に関する職務を行う。

- (1) 医療安全管理について、十分な知見に基づく高度な医療安全管理体制の確保
- (2) 高度かつ先進的な医療の提供
- (3) 病院組織の総合的な状況把握と、これらを含めた適切な病院の管理及び運営
- (4) 高度の医療技術の研究、開発及び評価
- (5) 学生、医師、関連医療職の医療に関する教育及び研修等の実施
- (6) 地域医療機関との連携
- (7) 診療及び病院の運営等に関する諸記録の適正な管理
- (8) 病院に関する経営情報等の把握と経営状況の改善
- (9) 病院情報システムの管理
- (10) 病院の個人情報管理
- (11) 病院の事業計画、予算の策定及び管理
- (12) 病院の施設整備及び改善
- (13) 病院に勤務する職員の労働環境及び労働条件の改善
- (14) 常務会、理事会への病院部門の意向反映及び病院職員への経営方針等重要事項の周知
- (15) その他理事長から特別に委任された事項

2. 病院長は、前項各号に掲げる事項に関する任務の遂行のために継続したリーダーシップを果たすよう努めなければならない。

3. 病院長は、病院の管理運営上必要な意思決定を行うとともに、人事、予算執行に関して、適切に権限を行使するものとする。

(病院長の選考及び任期)

第4条 病院長の選考及び任期については、藤田学園教員役職者の選任及び任期等に関する規程において定める。

(雑則)

第5条 その他病院長に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、事務局総務部が行う。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議による

附則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。